

元禄八・九年飢饉下の弘前藩における牢死について(上)

舘山 誠

はじめに

本稿は、元禄八・九年飢饉下の弘前藩領における牢死をめぐる諸問題について考察する。

『精選版 日本国語大辞典』^①によれば、牢死とは、「牢の中で死ぬこと。獄死。」とある。江戸時代の牢の本義は、未決の被疑者の拘禁場所であったが、「罪人共罷在、御仕置者等も仕候不浄ノ地」、また「この世の地獄」^②と語られ、牢死者はその中で汚名に塗れて死んだのである。しかし、本稿ではその地点から一步を進め、遺された記録、痕跡を探し出し、関連する諸情報を結集し、牢死者の死因の究明を試みる。すなわち病死、餓死、自殺、拷問死、同囚や牢番などの暴力による死、支配権力によって強制された餓死等、個々の牢死者の死因を追究する。

幕藩時代の江戸小伝馬町牢や浅草・品川の溜の牢死者の員数と、その動向については後述するが、時代が下るにしがたい牢死者が著しく増大した原因として、医療・入浴・納涼などの不備、「獄舎の構造亦頗る非衛生的にして採光換気不十分なりしのみならず、牢名主役付等の物質的並に精神的壓迫等の伴ふありて、罹病者、病死者数は驚くべき多數に上

り、幕末時の死亡者は一ヶ年實に千二百人乃至二千人を算した^③と記されている。石井良助は、幕府小伝馬町牢の構造や支配組織また牢名主制の悪弊を具体的に述べた上で、天明期以降幕末慶応期までの牢死者員数と牢死亡率を挙げながら、その原因を「食糧事情が悪くなった」ことと、「入牢者の数も増し、したがってまた衛生状態も悪くなった」^④ことによると記している。瀧川政次郎は、小伝馬町牢が「多数の牢死者を出した原因が、牢名主制の採用と牢屋下男の薄給とにある」とし、「刑に死せず、牢名主のために責め殺された者は、何人あったか分からない。この恥ずべき記録をもったことは、ひとり徳川幕府の不名誉であるばかりでなく、日本民族の汚辱である。」^⑤と記す。牢の物質的環境もさることながら、牢という閉鎖空間内においては、生き延びるがため人間の悪しき諸特性が赤裸に展開され、権力感情の対立・葛藤が奔出し、また金銭による同囚や牢役人の買収という人災的要素をむしる問題視する。また、ダニエール・V・ボツマン氏は、「江戸期の支配の基本原理たる身分制原理と権力の戦略が、牢屋敷制度のうちにモチーフとして繰り返し表れ、「理想に近い形で機能」^⑥していると記す。牢屋敷が、江戸期の支配原理の本質顕現であると論じているのである。そのような観点に加えて、本稿では、

牢死多発の主因の一つとして、江戸時代の刑事訴訟法、具体的には律令以来、「証拠の王」⁷⁾と称されてきた自白を主題化して考察する。自白は、律令以来、物証・人証の上に立って絶大な証明力と評価されてきたが、加えて江戸時代には、証拠という機能的範疇から逸脱して、支配権力の威光発揚の場としての役割も併せ持つようになった。本来、目的合理的な証拠機能である筈の自白が、幕府や藩の「御大法」性や「御威光」を衆庶の面前に顕在化させる役割も負うようになり、そこにおいては、自白なき者は「御威光」や「御體裁」を損じる者とされ、⁸⁾不可避的に拷問が要請され、また冤罪の可能性が大きく開かれることになった。さらに幕藩制統治は自他共に無謬の理想的あり方でなければならぬとされ、洗い浚いの白状は元より、実体的真実（罪状認否における客観的かつ合理的真実）の自白までいかなくても、どんな形であれ、威光に承伏する形は常に要請されたのである。自白と拷問と牢死の因果上の、かつ現実上の連関は、江戸期刑政の本質顕現であるという点に問題性を見出し考察する。

さて、弘前藩の牢死についての先行研究は、黒瀧十二郎氏による弘前藩の牢屋や牢賄に関連した研究⁹⁾においてなされている。牢死の原因に言及した分析では、天明期・天保期の飢饉時の牢賄を比較した上で、牢死者の増加は、牢内環境の悪さもあるが、主として牢賄に左右されると結論している。牢賄の質と量と支給負担者を決定するのは藩当局であり、当時の弘前藩によって決定された牢賄の量と質は、入牢者の生死を直接左右したと言ってよい。牢賄についての詳細は後述するが、黒瀧氏の研究においては、幕府小伝馬町牢のごとき牢内秩序の問題や牢死者の死因

等の分析はなされず、弘前藩当局の関与にも言及していない。管見の限り、江戸前期・中期において、牢死の諸例を採集し、入牢日数・刑罪名、死因などの諸要素の分析を通じて、当該支配権力の性格の側面に関連づけて叙述を試みた先行研究を知らない。本稿では、主に元禄八・九年飢饉下の弘前藩庁日記¹⁰⁾を駆使してそれを試みる。

その準備段階として、まず元禄八・九年飢饉下に行使・執行された吟味・仕置・行刑の具体例を「国日記」から拾い、飢饉下のそれらの実態を統計的に整理・分類し、一覧表を作成した。そして、江戸時代前・中期の仕置集¹¹⁾の中から、比較的網羅的に刑罪の採集がなされている岡山藩の「刑罰書拔」¹²⁾を参照し、同時期の弘前藩の「御仕置」の特質の一端に言及した。

次に元禄期の弘前藩の牢環境と牢制度、とりわけ牢死と関連の深い牢の混雑度、また牢賄について、黒瀧氏の先行研究を批判的に検討し、また幕府や他藩のものをも参照して、出来るだけ詳細に明らかにする。なかでも、牢の混雑度の詳細分析は、おそらく本稿が初めての試みである。

本稿は、弘前藩の元禄八・九年飢饉下、弘前牢・青森牢の牢死者に出来るだけ実証的な光を当て、個々の牢死者の死の実相を見出そうと試みる。その過程において、飢饉下の弘前藩が入牢者に対して如何なる方針をもって対応していたかを具体的に明らかにし、元禄八・九年飢饉下の、延いては平時の弘前藩政の基本的性格、さらに言えば元禄八・九年以後、一八〇年近く統治権力主体として津軽地方に君臨した弘前藩の面相¹³⁾について、多少とも叙述することができれば、本稿はその目的を達成したことになる。

尚、本稿の考察のための予備的知見として、飢餓の生化学的見地、また米の栄養学的知見について註記した。¹⁵⁾

一、元禄八・九年飢饉下における弘前藩の吟味・仕置状況

表1は、元禄八・九年飢饉下において、弘前藩当局が行った吟味・「御咎」・「御仕置」¹⁶⁾について、「国日記」から採集したものを分類し一覧表にしたものである。分類基準は、基本的には幕府の「刑罰體系」¹⁷⁾の基準に拠ったが、「追放刑」については弘前藩独自の分類区分があり、それに従った。

本稿は、法制史研究を主眼としたものではないが、表1の理解を容易にするために、いくつか補助的な説明を加える。

①表1に記した数字は、「国日記」に記されたもののみを採集した結果の数字であり、領内では実際、これに数倍する犯罪や欠落等があったと推定される。その傍証として、例えば、飢饉時における領内の火事の件数によっても明らかである。「国日記」によれば、弘前藩領内では、元禄七年二二件、元禄八年二八件、元禄九年九一件、元禄十年一〇件を数えることができ、元禄九年が突出している。また、元禄九年の火事の月別経過を辿っても、二月から四月の三ヶ月間で六三件を数え、元禄九年の全件数の六九・二%を占め、多くの領民が死の淵に晒されていた時期に重なっている。それらは付火(放火)と考えられるが、表1では、「火罪」は三人のみとなっている。

②弘前藩において、当時「刎首」・「打首」・「斬罪」・「成敗」等と呼称さ

れていたものは、詳細に見れば、身分・重罪性・執行場所・死骸処置等のニュアンスの違いはあるが、表1においてはすべて「死罪」として括った。また、藩主参勤時における士分の喧嘩では、当事者二人が成敗されたが、それについては「下手人」¹⁸⁾とした。

③「手限成敗」は、士分の者が家来や奉公人に対し自分仕置を執行するものだが、この時期の弘前藩においても頻繁に見られ、その際事前あるいは事後に藩の家老等上層部の意向を伺っている。¹⁹⁾

④「引渡」は、幕府においては「引廻」と呼称され、「死罪、斬罪以上の重刑に付加した刑で、刑の執行前に罪人を縛って馬に乗せ、罪状を紙幟に記し、府内または犯罪地を引きまわして公衆に見せ」²⁰⁾た。

⑤出牢者数とは、牢舎赦免・御免の者、刑が執行された者、牢死者を合わせた者の員数のことである。

⑥弘前藩の追放刑は、大きく「領外追放」と「領内追放」に区分される。

「領外追放」は、「南部口(野内口)」から盛岡藩領へ、「碓関口」・「大間越口」から久保田藩領へ「越山」(追放)された。尚、「領内追放」の御構場所のうち「大所」とは、弘前や青森・鱒ヶ沢をはじめ九浦や在郷町を指す。

⑦「鬪所」は、一般に追放刑以上に附加される刑であって、「利欲にかかわる犯罪について」²¹⁾、刑の軽重に従い、田畑、家屋敷、家財の順に没収された。表1では、「国日記」に明記されたもののみ記した。

表1から導かれる主な点を記す。

(1) 出牢原因による分類

表1 元禄八・九年吟味・仕置一覧

		刑罰		元禄8年	元禄9年	計	備考		
1	引渡磔				4(1)	4(1)			
2	引渡火罪				2	2			
3	死骸引渡火罪				1	1			
4	引渡獄門				14(2)	14(2)			
5	死骸獄門			2	2	4			
6	死罪			11	17(1)	28(1)	女1、青森牢5		
7	死骸死罪			2	3	5	青森牢2		
8	下手人				2(2)	2(2)			
9	手限成敗				4(1)	4(1)			
計				15	49(7)	64(7)	牢死10		
10	追放刑	領外	南部口		6(1)	15(2)	21(3)	女1、青森牢1	
			碓ヶ関口		15(1)	12	27(1)		
			大間越口		1	2	3	青森牢1	
			本国		1		1	青森牢1	
		領外計			23(2)	29(2)	52(4)	牢死2	
		領内	弘前	弘前追放		13	38(8)	51(8)	
				石渡口		8	2(1)	10(1)	
				取上口		1		1	
				東長町口			1	1	
				和徳口			1(1)	1(1)	
			五里四方		1	3(1)	4(1)		
			青森			3	3		
			鯨ヶ沢		1		1		
			大所		2		2		
			所		7	7	14	妻子7	
		居家払		1	3	4	称宜3		
阿法払	(弘前追放)		2(2)	2(2)	裸足・髪解				
本国			2	2					
その他			9(1)	9(1)	女1、髪切・裸				
領内計			34	71(14)	105(14)	牢死6、青森牢2			
追放刑合計				57(2)	100(16)	157(18)			
11	閉門				1(1)	1(1)			
12	逼塞			10(3)	9(9)	19(12)			
13	遠慮			18(17)	42(35)	60(52)			
14	戸ヅ			10		10			
15	押込				5(5)	5(5)			
16	入寺				4	4			
計				38(20)	61(50)	99(70)			
17	關所	抱地			1	1			
		家屋敷		2(2)	3(2)	5(4)			
		家財			1(1)	1(1)			
		大小		1(1)	2(2)	3(3)			
		鉄炮			1(1)	1(1)			
		大小会所預			2(2)	2(2)			
計			3(3)	10(8)	13(11)				
18	牢舎	弘前		65(2)	276(26)	341(28)	女5		
		青森		10	28	38			
計			75(2)	304(26)	379(28)	女5			
19	牢舎赦免	弘前		15	43	58			
		青森			2	2			
計			15	45	60				
20	牢死	弘前		5	101(1)	106(1)	女3		
		青森		2	16	18			
計			7	117(1)	124(1)	女3			
21	総出牢数	弘前		62	227(25)	289(25)	※翌年廻し52		
		青森		9	21	30	※翌年廻し8		
計			71	247(25)	319(25)				
22	預ヶ	預		6(5)	18(11)	24(16)			
		村		4	13	17			
		町		1	23	24			
		親		1	2(1)	3(1)			
		親類			3(3)	3(3)			
		組・頭預			6(6)	6(6)			
		町名主		1	5	6			
		月行事			9	9			
		庄屋			4	4			
		五人組			3	3			
大屋			9	9					
計			13(5)	95(21)	108(26)				
23	御構いなし			12	15	27			
24	被疑者行衛不明・「欠落」			13	152(3)	165(3)	「走り」も含む		
25	自害				4(2)	4(2)			
26	犯行中ないし縄下中、死亡			1	7	8			
27	口聞・拷問(弘前)			3	46(1)	49(1)			
28	口聞・拷問(青森)				8	8			
計				3	54(1)	57(1)	(1)は若党		

(元禄8年1月1日～元禄9年12月30日)

・この表は、元禄八・九年「国日記」をもとに作成した。
 ・()内は、土分の数である。表における土分とは、苗字を名告っている者とした。
 ・牢舎数の決定にあたり、「国日記」には「牢舎」と明記されていない件も多数あったが、筆者の推測を交え、「牢舎」としたケースがいくつかある。牢舎数379人という数字は、かなり抑制した数字である。また、牢舎赦免の60人という数も、国日記に明記された数のみである。※翌年廻し弘前牢52人・青森牢8人が、在牢のまま翌年を迎えたことになる。また、厳密に考えれば、元禄7年以前の在牢者がすべて、この表で捕捉されているとは限らない。

表2 元禄八・九年弘前藩総出牢者の実態

事項	人数(人)	割合(%)
死罪以上	48	15.0
領外追放	39	12.2
領内追放	48	15.0
牢舎赦免	60	18.8
牢死	124	38.9
総出牢者	319	100

表1をもとに作成した。尚、牢死以外の事項が、牢死と重複している場合は、二重にはカウントしていない。

表2は、元禄八・九年の弘前牢・青森牢の総出牢者について、その出牢原因ごとに、人数と割合を表したものである。「死罪以上」六四人(表1)のうち、牢死者一〇人を除き、「下手人」二人と「手限成敗」四人(表1)は入牢していないため「総出牢者」から差引き、「死罪以上」は四人となる。「領外追放」五二人については、「牢死」の二人を除き他に一人が入牢していない。その理由は、親や祖父が子・孫を藩当局に訴えて越山させたケースが三件、同役に預けられた足軽がそのまま領外追放となったケース四件などを含んでいる。領外追放は越山は、御用人発行之「越山状」を関所(番所)の町奉行宛てに出すことが必須とされており、藩境では付添の足軽目付が、「以来御国江入申候ハ、切捨可致由、堅申合^②」めることになっていた。また、「領内追放」については、村預ケ・町預ケ等の圏から、赦免あるいは追放刑が執行される場合が多く、一〇五人中五四人、五一・四%が入牢しているのみである。「牢死」の六人を除いて、四八人が領内に追放された。

表2によれば、元禄八・九年の弘前牢・青森牢の総出牢者の五三・九%(死罪以上一五%+牢死三八・九%)が、死んで出牢したのであり、次いで領外・領内追放が二七・二%、赦免出牢が一八・八%と続く。

(2) 牢死者数と牢死亡率

元禄八・九年の間、弘前牢では三四一人が入牢し、一〇六人が牢死した。牢死亡率は

表3 牢死亡率・重罪者率の比較

牢名・年代	入牢高(人)	重罪者(人)			牢死者(人)	翌年廻(人)	重罪者率(%)	牢死亡率(%)
		計	磔	獄門				
大坂松屋町牢天明2年	474	21	1	1	38	121	4.4	8.0
大坂松屋町牢天明3年	568	39	0	2	62	26	6.9	10.9
大坂松屋町牢天明4・5・6年	1275	171	0	30	170	97	13.4	13.3
小伝馬町牢天明1・2・3年	7319				165			※2.3
小伝馬町牢寛政7・8・9年	7284				254			※3.5
小伝馬町牢文化1・2・3年	9469				150			1.6
小伝馬町牢文政1・2・4年	8604				620			7.2
奈良奉行所文化8年	94	11	0	3	0	3	11.7	0
和歌山藩岡牢文政11年	500	24	0	0	83		4.8	16.6
弘前牢元禄8年	65	11	0	2	5	3	16.9	7.7
弘前牢元禄9年	276	46	4	16	101	49	16.7	36.6

・『日本近世行刑史稿上』(第九章醫療其他の衛生施設 第五節衛生状態 386頁)、『江戸の刑罰』(石井良助 151頁~153頁)、『近世刑事訴訟法の研究』(平松義郎 1067・1068頁)、「近世身分社会の牢と牢番役」(藤本清二郎)、「国日記」をもとに作成。※印の部分は、筆者が訂正した。また、ここに言う「重罪者」とは、下手人・死罪以上を指す。

三二・一%である。弘前女牢では五人が入牢し三人が牢死している。また、青森牢では、三八人が入牢し一八人が牢死している。牢死亡率は四七・四%となる。総じて、元禄八・九年の二ヶ年の弘前牢・青森牢における牢死者は、一二四人を数え、総入牢者数三七九人に対して牢死亡率は三二・七%である(表1)。筆者は、幕府あるいは他藩の、元禄期とそれに近い年代の牢死についての先行研究を知らないが、この一二四人という数字をどう評価するか。

①「国日記」から、弘前藩の牢死者数の経年変遷を調べてみると、元禄六年から元禄十一年にかけて、順に六人、五人、七人、一一七人、三人、二人となり、やはり元禄九年が突出している。

②牢死亡率三〇%以上という結果は、奇しくも元禄八・九年飢饉下の弘前藩領内において、餓死・病死したとされる領民の推定死亡率、三分の一に近い。

(3) 重罪者数と重罪者率

表3は、現代刑法のいわゆる死刑以上(重罪者)の、入

表4 弘前藩（岡山藩）の死罪以上員数（寛文～元禄期）

年代	磔	火罪	獄門	死罪	計
寛文1年～寛文10年	27(5)	1(0)	0(4)	50(103)	78(112)
寛文11年～延宝8年	32(3)	4(1)	0(13)	90(143)	126(160)
延宝9年～元禄3年	26(2)	3(2)	8(2)	94(69)	131(75)
元禄4年～元禄13年	15(0)	4(1)	37(2)	85(35)	141(38)
40年間計(人)	100(10)	12(4)	45(21)	319(350)	476(385)

・この表は、「国日記」の他、「弘前藩庁日記ひろひよみ」（福真吉美・CD版）と「刑罰書抜」（『岡山県史第二十四巻』岡山県 1982）に依拠して作成した。「成敗」・「斬罪」・「打首」・「刎首」・「死罪」・「下手人」と表示されたものについては、一括死罪とした。
 ・（ ）内数字は、岡山藩の員数である。ただし、出典の「刑罰書抜」は、貞享4年以降は記載がなかったり、省略が多く、従って、表4の「延宝9年～元禄3年」、「元禄4年～元禄13年」の（ ）内の数字は実際よりかなり少なめである。

牢者に占める割合である重罪者率（％）、入牢者に占める牢死者の割合である牢死亡率の観点から、元禄八・九年飢饉下の「弘前牢」のデータと、天明期以後の幕府支配の「大坂松屋町牢」・「小伝馬町牢」・「奈良奉行所」管轄牢と、「和歌山藩岡牢」のデータを比較したものである。最短でも八七年の年代の隔たりがあり、厳密さを欠くとの指摘は承知の上で、作成・掲載してみた。

一般的には幕府も諸藩も、寛保二年の『公事方御定書』の成立を画期として寛刑化が進んだが、牢死者数は幕末期へ向かうにつれ格段に増えたと言われる。表3に見られるように、元禄九年の弘前牢における磔四

人、獄門一六人、さらにこの表には表示されていない火罪三人を含む下手人・死罪以上の重罪者四六人の「重罪者率」一六・七％は、比較的高い。表3の「重罪者率」と「牢死亡率」を合わせた数字は、入牢高に対して死んで出牢した者の割合（％）を意味する。「大坂松屋町牢天明4・5・6年」が二六・七％、「和歌山藩岡牢文政11年」が二一・四％、「弘前牢元禄8年」が二四・六％、それらに比して、「弘前牢元禄9年」の五三・三％は、景色の違いを歴然と示しているように思われる。

表4は、寛文元年から元禄十三年まで

の四〇年間、弘前藩と岡山藩において執行された磔・火罪・獄門・死罪の員数を、一〇年ごとに区切って表にしたものである。岡山藩は、元禄十五年の時点で、表高三二万石余、「新開・改出」の「又高」を含めた「地高」が、四三万五千石の大藩であった。それに対して同時期の弘前藩は、表高四万六千石（黒石領内分四千石を含む）、貞享新検高二六万石余であった。両藩の領内総人口の違いによると考えられるが、死罪以上の員数の点では、明らかに岡山藩は弘前藩を上回っている。ただ、弘前藩では、磔・火罪・獄門の何れにおいても、岡山藩に比して多用され、特に弘前藩では磔刑の多用が目立つ。そのような磔刑の執行を弘前藩は、幕府に伺いを立てることなく、大名領主としての自分仕置権を存分に行使してきたと言える。表4からは、寛文期から元禄期にかけての藩政前・中期、すなわち、後世「中興の祖」とも称揚された四代藩主津軽信政の時代の弘前藩刑政の基本的傾向を伺うことができる。それを一言で言えば、見懲らしを多用して領民に恐怖を植えつけてきたのである。詳細な分析は別稿を期したい。

二、弘前藩の牢

（一）牢屋

「国日記」元禄五年十一月五日条によって、当時の弘前牢の規模・収容状態を知ることができる。

一 獄屋之儀承候様ニと主膳被申、小田桐戸右衛門方江申遣候処、則間数之書付左ニ記之

- 一 男籠 壺 但九坪 三拾四人入
 - 一 男籠 壺 但三坪 拾人入
 - 一 女籠 壺 但四坪 女七人 内一人年三、一人当年生
- 男女合五拾壺人

右之書付主膳江相達之

弘前牢には、九坪と三坪の男牢、四坪の女牢があった。男牢は仮に畳数にすれば、十八畳と六畳、女牢は八畳となる。単純に入牢者「三拾四人」・「拾人」の一人当たり畳数を計算すると、それぞれ〇・五三畳、〇・六畳となり、藩当局が員数調整して収容していたと考えられる。この弘前牢に元禄八・九年、三四一人が入牢し、一〇六人が牢死した。

弘前牢の所在地は、慶安二年以来馬喰(博労)町にあった。⁽³⁰⁾ 青森牢は、大工町の「浜辺」⁽³¹⁾に近く建てられてあった。又、青森牢は、元禄八・九年の牢舎人の出入の員数から見て、その規模は小さく、かつ女牢はなかったと考えられる。⁽³²⁾ 黒瀧氏は、「青森の牢屋は一時的な収容施設」と⁽³³⁾概括しているが、表1に明らかのように青森牢では、死罪も領外追放も拷問も執行されており、また様斬も行われていた。⁽³⁴⁾ ただ、番所脇道通行の馬盗人や本稿(下)の「津軽の山庄大夫」のように、重科の被疑者については弘前牢に引き上げの上吟味され、また最終的な裁許は原則的に弘前の家老より送達されていた。また、一年以上牢居の者も複数存在し、青森町奉行・牢奉行・牢守・番人・番人小遣など、⁽³⁵⁾役人編成の上でも弘前牢に準じており、青森町を含む外ヶ浜上磯・下磯地域をカバーする基幹的な牢であったと考えられる。

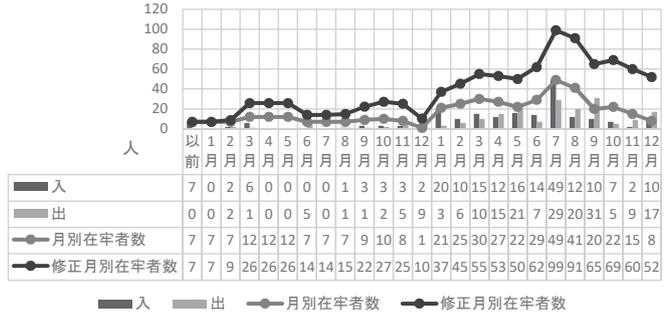
(2) 弘前牢の混雑度

牢環境の重要な要素のひとつとして、当然のことながら牢内収容人員の問題を挙げる事ができる。過剰拘禁は、牢賄とともに牢死に直接影響を与える。平松義郎によれば、「江戸後半期の小伝馬町牢の収容人員が、二百人から四百人、多い時は七百人から九百人」もあった。入牢者は大牢(東西各三〇畳敷)・二間牢(東西各二四畳敷)・百姓牢(一部屋二八畳敷)を合わせた約一三六畳に収容された。単純に一人当たり畳数は〇・六八畳から〇・一五畳となり、「東大牢一室で百人以上にも達した。」⁽³⁶⁾こともあったという。一人当たり〇・三三畳である。また、牢名主制のもとでは、入牢者の居住面積の極端な差別化が実施されていたことは周知の通りである。⁽³⁷⁾

前述の元禄五年十一月条の弘前牢では、二四畳に男子四四人が収容され、一人当たり〇・五五畳と、ほぼ二人で一畳を占める状態だった。弘前藩の牢内では刑具として「首金」などの着装が強制されたこともあった⁽³⁸⁾ことを考え合わせると、元禄五年の牢の混雑状況においても、被収容者の苦痛は心身ともに大きかったと推測される。

図は、「元禄八・九年弘前牢月別出入動向と在牢者数」をグラフ化したものである。「月別在牢者数」の折れ線グラフは、元禄八・九年の弘前牢の総出牢者数二八九人(表1)のうち、入牢日も出牢日も判明している者一四五人のみを対象とした折れ線グラフである。しかし、このグラフでは、入牢日あるいは出牢日が不明な入牢者一四四人分がグラフに反映されない。その欠陥を補う一つの方法として、不明入牢者一四四人分を、判明者一四五人の「入出」の数の頭れ方と等割合に算定し、月別

図 元禄八・九年弘前牢月別出入動向と在牢者数



グラフは、表1と表7をもとに作成した。元禄八・九年の弘前牢の総入牢者数は341人、総出牢者数は289人である。元禄八年は65人中45人、元禄九年は276人中99人の入牢日あるいは出牢日が不明である。そのため、不明144人分を加算したものが、「修正月別在牢者数」の折れ線グラフである。

の「入出」の加減を試みた。厳密性にやや問題が残るが、かなり現実を反映した「修正月別在牢者数」の折れ線グラフだと考える。

「修正月別在牢者数」によれば、弘前牢の混雑度は、元禄九年七月がピークで九九人、八月が九一人の在牢者であり、一人当たり畳数は、ピークで一人当たり〇・二四畳、一畳に四人という過剰ぶりである。藩当局が女性入牢者を何らか

の仕方でも他に押し（元禄九年七月時点で、女性入牢者は一人である）、女牢も男の入牢者に当てたとしても、一畳に三人の計算になる。因みに、元禄九年六月・七月・八月の弘前牢の牢死者は、それぞれ一五人・一三人・一九人とやはり峰をなしている。後述のように微々たる牢賄と、また北奥とはいえ、夏の暑さに加え、想像を絶した過剰拘禁は、在牢者を疲弊させ、死に至らしめる主因となりえたと考えられる。

(3) 牢役人

弘前牢支配の責任者として、二人の町奉行があたり、以下牢奉行・牢守・牢（下）番人という構成である。青森牢支配は、青森町奉行があ

り、以下弘前牢同様の編制である。弘前牢の番人は、「馬労町家数廿軒内五軒借屋右之所町役無諸事籠屋之御用斗相勤申管之御定」とあり、町役免除のかわりに、馬喰町の者一四、五軒が昼夜牢屋番に当たり、入牢者があると、「博労町之者共罷出牢江入候者之衣類之内下帯・髪之内迄悉穿鑿」することになっていた。また、火事の際の入牢者の「縄取」連行や「引渡」・領外追放の際の「縄取」も担っていた。「牢守」は、町役御免かつ「金二両二人扶持」で、博労町の名主二人が任用された記述が見えるが、在から任じられている例もある。青森牢の逐電事件から当時の牢管理の一端を窺うことが出来る。

(4) 「拾六人組合」↳牢内自治か訴人期待か

弘前藩の弘前牢・青森牢に、幕府小伝馬町牢の悪名高い牢名主制に類した自治的仕組があったのかどうか。それを検討してみたい。

天和三年、弘前牢で破牢計画が発覚した。それは、弘前牢内の四人が中心となり、牢屋に置かれていた刑具の「首かね」の「つば」で破牢の計画をたて、牢内の「拾六人組合」のうち十五人の者がそれに従ったが、その組合の一人、「石渡弥市郎」は話に乗らなかったため、計画のメンバーから首を縊りにかかって来られ、牢番人に通報したという事件であった。弥市郎の口書からは、牢内では一定人数をひと纏まりとして組み合わせ、頭を置き、管理させていた可能性が覗われる。この「石渡弥市郎」は、口書の中で「慥成見届ケ無之候故御番人迄不申聞候（傍点―筆者）」などとあることから、藩当局が破牢を懸念して入牢させ、「石渡弥市郎」に破牢訴人を期待したと考えられる。「訴人は同類なるも罪を

宥し却て褒美を与ふる⁽⁴⁸⁾という相互檢察制度は、江戸期刑政の核心的制度のひとつであった。「石渡弥市郎」は、本罪御免の上出牢させられ、褒賞として錢あるいは關所物を給与されたと考えられる。首謀者四人は、「籠内之内⁽⁴⁹⁾徒党同然」の罪科とされ、磔に処された。詳細は不明であるが、弘前牢にも牢内の自治的組織あるいは藩当局による入牢者管理のための仕組が存在したのは間違いない。

三、牢賄と経費負担者

入牢者が命をつなぐもとである牢賄の問題は、藩当局による入牢者管理の観点から、また本稿の主題である牢死の観点から見ても、最重要問題である。以下、元禄八・九年飢饉下の弘前藩の牢賄の検討に入るが、その準備として幕府、諸藩の牢賄について整理してみる。

(1) 幕府・諸藩の牢賄

①幕府の江戸小伝馬町牢では、入牢者の牢賄は官給、すなわち幕府が支給した。但し、囚人護送人足費・牢米運搬人足費・獄舎修繕費・捨札等費用は、国役として江戸町人に負担せしめた⁽⁵⁰⁾。又、京都六角牢の場合のように、關所金銀が牢賄に当てられることもあった⁽⁵¹⁾。

②「仙臺藩に於ては揚屋入者、凡下死罪御仕置者、流罪再入者、他領者、無宿者穢多乞食は藩費とした⁽⁵²⁾。」

③「和歌山藩は吟味牢者は村賄、他国無縁之者竝盜人、火付、人殺等は藩費とした⁽⁵³⁾。」

藤本清二郎氏によれば、和歌山城下岡牢屋の牢賄は、「天和年中并元禄十年」以前は、「入牢者の関係者(宿・一類、町村)負担」、「元禄十一年以降」は「藩庫負担」、「宝暦二年以降」は「再度関係者負担」と変遷したが、「他国者并無宿者」、「非人乞食躰之無宿者」、「牢賄之者(過怠牢・永牢―筆者注)」ほどの時期も基本的には藩庫負担であった。また、元禄十三年の「覚」では和歌山藩の牢扶持の内容がわかる。それによると、一人分として一ヶ月一斗五升と計算、その内一合六勺(一・一%―筆者注、以下同じ)は駄賃、一升二合六勺(八・四%)は搗き減り、三升八合六勺(二五・七%)は柴・塩噲代、残り九升七合二勺(六四・八%)が、朝夕片飯で白飯一合六勺宛つまり一人一日三合二勺が支給されていた。ただ、「在牢(在郷の牢―筆者注)」は藩庫負担となることなく、自分賄・村賄が継続していた⁽⁵⁴⁾。

④江戸小伝馬町牢では、庶民の男は一日玄米五合(精白して四合五勺)、汁は塩菜と豉(味噌)三〇目、雑用料も一人一日錢百文(薪・箸・米搗代等)をかけた。庶民の女は玄米三合、汁・雑用料は男と同じである⁽⁵⁵⁾。

⑤時期は不明だが、相馬中村藩では庶民一日男は米二合、女一合五勺、味噌は四〇人一升割、塩は二〇〇人一升割だった。菜銭は士族には一日錢二文が給されたが庶民にはなかった⁽⁵⁶⁾。

⑥水戸藩では、一人一日食糧・菜代・炊事費等含めて玄米一升の計算で、自宅より上納せしめ、もし赤貧なら親戚より、親戚が貧困あるいは親戚なき時は村費で上納させる。但し、無宿者は官費とした⁽⁵⁷⁾。

結局、江戸時代の牢賄は、幕府小伝馬町牢などの官給のケースを除けば、牢米・雑用钱などの支給量や経費負担者に多少の相違はあるものの、

以下のように整理する事が出来る。

幕府本所牢⁽⁵⁸⁾や「各藩に於いては、糧食は或は自辨を原則とし或は又村賄を原則とする者あり頗る區々たるを免れざりしが無宿者、他国者、御仕置入牢者其の他負擔力なき者」や「入墨乾燥の為入牢者」は「概ね藩の公費とした。」⁽⁵⁹⁾また、死罪以上の重罪の仕置の者については、吟味中か、裁許が下された者の意か不明ではあるが、藩が牢賄を負担する場合もあった。

(2) 弘前藩における牢賄

弘前藩の牢賄と経費負担者については、黒瀧氏の先行研究が存在する。⁽⁶⁰⁾それを踏まえつつ詳細調査を試みたい。

(i) 基本原則

「国日記」元禄十四年八月二十三日条によれば、牢賄は一人片飯玄米(のち白米)二合宛、一日四合を「もり形」(盛相)にして、番人が入牢者に渡すのである。味噌・塩類は一日一人一二文宛が「御定」であった。但し、「一日一人四合」は、諸事情により変化した。元禄九年時点では、一日一人一合である。

- 一 牢食之事牢守方^ニ而焚出し牢舎之者^ニ番人喰せ可申候、
 - 一 牢舎之者扶持米之儀在々之者ハ其者之村より賄すへし、町より牢舎之者有之ハ町より扶持可仕、地他[・]國[・]壹[・]人[・]者[・]ハ町米喰せ^(傍点―筆者)可申候、尤牢賄請拂之儀別紙書付之通相違無之様可仕事⁽⁶¹⁾
- 入牢者は、人別居住地が在の者は村賄、町の者は町賄となる。これが大原則である。ただ注意すべきは、村賄、町賄とは言っても、入牢者本

人や家族が相応の財力を持っている場合は、当然その財力に応じて、村賄、町賄を負担したことは言うまでもない。

黒瀧氏は傍点部分を含んだ条を、「入牢者の食料としての米は、農民は村の、町人及び他国の者は町の負担とする。」⁽⁶²⁾と解釈しているが、誤解であろう。「他国の者」については、藩が負担するのである。町に人別籍があり住居している者が入牢した場合は、前述のごとく町が賄う。ここで言う「町米」とは、町が負担するという意味の米ではなく、単に「御蔵米」より約一割程安価の商売米を意味しているにすぎず、⁽⁶³⁾弘前藩は藩による賄として、高価な「御蔵米」ではなく、安価な商売米(町米)を他国者や独り者に給するといふのである。また、「地他[・]國[・]壹[・]人[・]者[・]」については、先に見た幕府・諸藩の規定からすれば、他国者と「負擔力なき」自国・他国の独り者は藩が負担すると解釈するのが妥当であろう。弘前藩が扱るところのこれらのこれらの原則は、当時、幕府の天領や諸藩の標準則であったと考えられる。

(ii) 村賄

具体例を挙げて弘前藩の村賄について検討する。

(a) 現物運搬

- 一 青盛^ニ而盗人勝左衛門同類蓬田之甚太郎と申者、青森籠^ニ罷有候、籠食之儀蓬田之田中村より運候、御百姓拾式人^ニ而持運候儀不罷成候^ニ付、錢六分^ニ米差添雇候^ニ籠食かよひ申^ニ付、一ヶ月^ニ拾八匁宛出候、田中村新田之儀^ニ御座候得ハ草臥申候、右甚太郎儀元來蓬田村^ニ而生候得共、近年ハ蓬田^ニ不罷在候、今度盗仕甚太郎母田中村^ニ罷有候^ニ付便り候^ニ母方^江參候由、御郡奉行就申立^ニ籠食之儀青盛より出候様^ニ

と申遣之⁽⁶⁴⁾

「蓬田之田中村」⁽⁶⁵⁾から青森牢までは少なくとも四里余ある。盗みをした甚太郎は、田中村に人別籍があるため田中村の村賄となった。しかし、一ヶ月に錢一八匁と米（一日四合なら月一斗二升）、合わせて約二キログラム余を月々運搬しなければならず、雇人を頼むが、新田村の人手や財政状況からして、その継続は不可能だった。また、甚太郎は事実上、青森町で渡世していたこともあり、そのことを郡奉行が申立、青森町賄になったというわけである。これは牢賄の現物運搬（天和期）の例だが、村賄の現物運搬は元禄期にも実施されていた。しかし、村が牢に遠かったり、村の困窮などの諸事情で、現物運搬が困難な場合は、藩から貸渡され、村の債務とされた。それは、年貢の上納や未進分と合わせて、返納を求められたと思われる⁽⁶⁷⁾。牢賄の現物運搬は、牢賄自体もさることながら、運搬にかかる人手あるいは雇賃は、村人にとって大きな負担となった。

(b) 組による賄

黒瀧氏が採り上げた苗生松村⁽⁶⁸⁾の例では、弘前牢舎となった「水飲勘兵衛」の村賄が原因で、「村中百姓共及湯命申候間、籠賄八組中^江被仰付」⁽⁶⁹⁾、大光寺組十七ヶ村に負担させた例がある。妻子が村預けとなっていることもあり、そのうえ勘兵衛の牢賄負担は堪えられず、より広汎な集金が可能で大光寺組の組賄としたのである。田中村といい、苗生松村といい、村人一人の牢舎や村預け（圈の用意・賄・交代制の番人等の負担）が村全体の疲弊困憊に直接繋がる様子が伺える。

(iii) 町賄—牢米と「養内錢」

表5 弘前町籠米積方（元禄七年）

役位	一軒・半軒	1軒当り籠米	軒数	籠米（合）
上役	一軒役	1升	70	700
	半軒役	5合	33	165
中之上役	一軒役	9合	37	333
	半軒役	4合	17	68
中役	一軒役	8合	240	1920
	半軒役	4合	198	792
下役	一軒役	7合	283	1981
	半軒役	3合	172	516
下々役	一軒役	5合	124	620
	半軒役	2合	66	132
地子銀	一軒役	3合	229	687
	半軒役	2合	77	154
出不申			471	0
計			2017	8石6升8合

・「松井四郎兵衛留書」（青森県立図書館編 1991、151頁～153頁）をもとに作成した。「出不申」軒数は、全軒数の23.4%にあたる。

藩当局に対して条件闘争をしている。

町奉行申立候、町惣名主三一人・月行事七八人、一ヶ月籠米七斗五升入、養内錢九五匁五厘出シ候由、籠米ハ一ヶ月籠舎之者多少ニ寄出申候、右者名主・月行事町内之償物御免奉願由申立候、鞞負^江相達名主・月行事先致減少見可申旨次左衛門^江申渡之⁽⁷⁰⁾

弘前の町人は、弘前牢の「籠米」と「養内錢」を負担してきたこともあり、町の「償物」（滞納金）の免除を願った。しかし、まずは「減少」（節約）してみると家老津輕鞞負に一蹴されている。

表5は、元禄七年の「弘前町籠米積方」⁽⁷¹⁾である。弘前の大屋家数二〇一七軒を一二段階に区分し、牢米が財力に応じて割り当てられている。仮に、年間「八石六升八合」の一ト月分六斗七升余の牢米を一日一人に一合を給与すれば、一ヶ月二二人強給与することが出来る。給与対象者は、原則として、弘前町居住人別の入牢者であろうが、町預けとされた

「国日記」元禄九年九月二十六日条に、牢賄米が少々不足して町奉行と勘定奉行が相談して「能程相究」めるように、家老から申し渡されている。それに対して、町の代表である名主・月行事一〇九人が、町奉行を介して、

者にも与えられた⁽⁷²⁾。また、牢舎の者の菜・塩噌等に宛てる雑用錢としての「養内錢」も、牢米同様の仕方、弘前の町方から徴収している。元禄六年の「弘前町養内錢積方」⁽⁷³⁾によれば、錢一貫三二一匁三分、六文錢勘定の金換算で凡そ二〇両余が徴収されている。それを馬喰町の月行事三人に一ヶ年分としてあらかじめ渡ししておく、賄仕出をさせたのである。

(iv) 元禄八・九年飢饉下の牢賄

黒瀧氏は、飢饉下の青森牢の牢賄の史料を紹介している⁽⁷⁴⁾。

一 右同人（青森町奉行町田五兵衛―筆者注）申立候ハ青盛牢舎之者共亥ノ年御領分中不作ニ付、町中之者共牢賄米出シ申儀不罷成候付、右之者共申立候之処ニ、一日一人ニ付黒米壹合宛拜借扶持被仰付候、扶持米之外少々入用之分ハ町中分出せ只今迄賄せ申候処、段々弱申候付一日一人ニ付壹合五夕之積被 仰付候儀可有御座候哉奉窺旨申立候

〔国日記〕元禄十年七月二十一日条

元禄十年七月段階でも、元禄八年の大凶作の影響が尾を引き、青森牢の町賄は町人による負担が困難な状況だった。藩が一日一人に黒米（玄米）一合宛貸渡しし、菜・塩噌の雑用錢のみ町に出させてきたが、牢舎の者が段々弱ってきたので一日一人一合五勺に増やしたらどうかと青森町奉行が伺っている。元禄八・九年の青森牢の入牢者数は三八人、そのうち死罪七人、領外追放三人、赦免二人、一人が牢死している（表1）。

〔国日記〕元禄九年十一月二十五日条によれば、領内の御救米が、元禄九年九月十日を境に一人一日一合から、一人一日七勺宛「相渡」（貸渡）すことに変更された。この時期の牢賄が七勺に減らされたという史

料は見出せない。元禄十年七月段階の青森牢の牢賄米一日一人一合の給与は、その後間もなく五勺の足扶持が認められ、一合五勺に増えた（〔国日記〕元禄十年七月二十三日条）。ただ、それが弘前牢にも適用されたという史料は見出せず、青森牢の足扶持五勺は臨時的措置であったとも考えられる。いずれにしても、一日一人一合余の牢米は、人の基礎代謝の維持にも遙かに及ばぬ量であり、牢内生活を存するには食物等の差入れが不可欠であったと考えられる。外ヶ浜上磯・下磯の郡奉行對馬万右衛門は、「悪糶朝夕二合積り仰せ付けられ候ては、米に仕り二・三夕にもあい当たり申さず」と、外ヶ浜の領民の「御救米」（拜借米）は、糶の数量に比して内実は慘憺たるものであったことを指摘している。飢饉下、どんな米・糶また他の穀物が、牢賄に使用されていたかに考えを及ぼすことも重要である⁽⁷⁵⁾。

また、薬餌について、「国日記」元禄九年十二月十七日条に、弘前町医九人が、元禄九年正月より九月迄に施した薬用の代錢の請求内容が記されている。服用の内訳は、非人小屋の者が総服用数の九八・一%を占め、牢舎の者、切支丹類族の者、町預ヶの者は一・八七%と微々たるものであり、その薬代の総額は僅かに金六兩余である。元禄十年六月四日条によれば、在牢者療治のための薬代は「在ハ庄屋、町者名主方より」手形確認の上渡すとされ、薬餌においても村と町が負担し、非人療治代は、藩が負担するとなっている。

註

- (1) 『精選版 日本国語大辞典』(小学館 二〇〇六年)。
- (2) 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』(創文社 初出一九六〇年) 九二六頁・九二七頁。
- (3) 刑務協会『日本近世行刑史稿上』(一九四三年) 三八二頁。
- (4) 石井良助『江戸の刑罰』(吉川弘文館 二〇一三年、初出一九六四年) 一五二頁・一五三頁。
- (5) 瀧川政次郎『日本行刑史』(青蛙房 一九六一年) 一二三頁・一三〇頁。
- (6) ダニエル・V・ボツマン『血塗られた慈悲、答打つ帝国。江戸から明治へ、刑罰はいかに権力を変えたのか?』(小林朋則訳・インターシフト 二〇〇九年) 九一頁〜一〇〇頁。
- (7) 律令以来、証拠としての自白が物証・人証に対してどのように位置づけられ評価されたか、その変遷については、『国史大辞典』(吉川弘文館、以下、本稿においてはジャパンナレッジを使用)の「自白」(利光三津夫)、「拷問」(石井良助)の項参照。また、鎌倉期の自白の位置づけ、評価については、『日本の社会史 第5巻 裁判と規範』(岩波書店 一九八七年)所収の瀬田勝哉「神判と検断」七六頁〜八二頁参照。
- (8) 前掲(2) 平松義郎、八三五頁〜八三九頁。
- (9) 黒瀧十二郎「津軽藩の牢屋について」(『弘前大学國史研究』第64・65合併号 一九七六年)、「津軽藩の司法制度史考」(『弘前大学國史研究』第73・74号 一九八二年)、「津軽藩の犯罪と刑罰」(北方新社 一九八四年)、『日本近世の法と民衆』(高科書店 一九九四年)。
- (10) 黒瀧十二郎『日本近世の法と民衆』(高科書店 一九九四年) 四九頁〜五一頁。
- (11) 弘前藩庁日記は、「御国日記」と「江戸日記」からなるが、本稿では「御国日記」を「国日記」と略称する。弘前市立弘前図書館蔵。

- (12) 「御仕置裁許帳」(『近世法制史料叢書第一』石井良助校訂 創文社 一九五九年)。「近世刑事史料集1盛岡藩」(藩法研究会編 創文社 二〇〇六年)。「伊達治家記録」(平重道責任編集 宝文堂 一九七二—一九八二)。「旧中村藩罪案写」(『藩法史料集成』中沢巷一監修 京都大学日本法史研究会編 創文社 一九八〇年、但し、元禄六年途中から欠けている)。

- (13) 「刑罰書抜」(『岡山県史 岡山藩文書』岡山県史編纂委員会編纂 一九八二年)。

- (14) 「面相」とは、一般に人間のかおつきのことをいうが、支配する権力主体にも人間の顔同様に、固有の貌が現れ出ている。家系や血統の由来やその連なりと諸活動において蓄積され形成された固有のエートスは、その権力主体の統治の諸側面において現実化する。権力主体が描く自画像は、系図・由緒書や先祖の英雄譚など創作色の濃い自己認識像となりがちだが、権力主体にとっての外部存在(敵・外国など)との遭遇によって、その「面相」は、単なる内面的なものとしてではなく、基底の倫理として現実化し、代々相続される。

- (15) ①ヒトはエネルギーの計算上では、水分の補給さえあれば、絶食状態で二〜三ヶ月程度生存が可能であり、この限界を越えれば餓死に至る(<https://ja.wikipedia.org/wiki/飢餓>)。あることは、個人差はあるが、水も飲まないときは数日間、水だけを飲む場合は五〇〜六〇日で死に至るとされる。(『百科事典マイペディア』(平凡社)の「飢餓」の項参照)。

- ②(玄)米一合は、一八〇ミリリットルで約一五〇グラムであり、一合で五三四キロカロリー、九・一五グラムのタンパク質を持つ。したがって、エネルギーのみに限って言えば、成人の最低の基礎代謝を確保するためには、一日約二合五勺の摂取は必要とされる。[「Delicious Rice」<https://food-drink.pintoru.com/rice/one-go/>]

- (16) 前掲(2) 平松義郎、九二三頁。
- (17) 前掲(2) 平松義郎、九一二頁～九二五頁。
- (18) 「国日記」元禄九年五月十八日条。下手人については、「下手人について」(平松義郎『江戸の罪と罰』平凡社 一九八八年)。また、牧英正「下手人という仕置の成立」(『法制史學の諸問題』日本大学法学会 一九七一一)を参照。
- (19) 「国日記」元禄九年十二月二日条。
- (20) 前掲(1)。
- (21) 前掲(4) 石井良助、九二頁・九三頁。
- (22) 「国日記」元禄九年十二月二十三日条。
- (23) 元禄六年分は、福眞吉美『弘前藩序日記ひろひよみVol.1:2付Vol.1:1改訂版』(CD-ROM北方新社 二〇一四年)に拠った。本稿は、各所でこの労作を参照した。
- (24) 菊池勇夫『近世の飢饉』(吉川弘文館 一九九七年) 六三頁・六四頁。
長谷川成一『弘前藩』(吉川弘文館 二〇〇四年) 一一九頁。拙稿「弘前藩における元禄八・九年飢饉の諸相(1)」(『北奥文化』第39号 二〇一八年)。
- (25) 前掲(4) 石井良助、九頁～二六頁。
- (26) 谷口澄夫『岡山藩』(吉川弘文館 一九六四年) 九五頁～九八頁。
- (27) 前掲(24) 長谷川成一『弘前藩』、九〇頁。総石高二六万石余の数字、殊にその八二%を占める新田高二二万石余を、恒常的な生産高とみなす悪弊から自由になることが重要である。新田開発においては、開発→後退(潰村)→再開発のサイクルを繰り返しながらの長期の営為が必要であり、また、村落の人的紐帯の形成が、生産力の安定には必須である。「国日記」元禄十二年五月二十日条の金木組の深郷田新田の例を参照。
- (28) 「国日記」元禄十年七月二十三日条。元禄十年七月二日、幕府大目付

安藤筑後守が、「万石以上」(大名)の御留守居へ渡した書付(いわゆる「自分仕置令」)が、弘前藩「国日記」に書き取られている。弘前藩では、「罪之者仕置」(磔)については一切伺いを立てず自分仕置をしてきたが、後述のように、火付に対する火罪は、自分仕置権を越えているとして幕府に伺いを立て、幕府に代わって火罪を執行するケースがあった。

また、「生類に疵附、或損さし候者仕置」について、黒瀧氏は、前掲(10)五頁において、「実際に徹底されたのか疑問は残る」としているが、結論から言うと、弘前藩は、一連の「生類憐み」に関する幕府からの諸法令については、過敏に反応し、また忠実に実行していた。岩崎繁芳氏の「津軽における生類憐みの令の展開―石田坂村百姓違反事件を探る―」(『北奥文化』第15号 一九九四年)や、門脇朋裕氏の「弘前藩における『生類憐み令』の一端―領内への伝達と処罰例を中心に―」(『弘前大学国史研究』134号 二〇一三年)によれば、弘前藩当局が主犯とされる領民に対して幕府の仕置(遠島)を仰ぐため、唐丸籠にて江戸に送り、他の共犯者とその妻子、庄屋等に対して、大々的かつ異様とも見える多数の縁座・連座が執行されている。飯詰組の山間の村人にとっては、「熊殺、其上其肉を喰候儀」は、生活上また熊荒防止の知恵としても必要なことであり、村々の慣習に則った対応をとってきたと思われる。「其注進遅成候義段々不届」という藩当局の理屈は、金木組の代官二名が逼塞、実直で知られる郡奉行野宮理右衛門が遠慮を命じられたことからしても、弘前藩上層部の場合のかつ不合理的な対応を証している。岩崎氏は、当論文において、「(熊)殺候ハ無是非儀候、右之能給候段不届候」という藩当局の記述について、「殺生をする事よりその肉を食べることを重くみているように受け取れ」、「この辺りに、生類憐み令の本質的な意図を読みとるべきなのだろうか。」と指摘している。尚、この事件は弘前藩領を越えて周知されていたことが、『書写文・南部八戸藩藩日記解説』

(八戸古文書勉強会一九九二年)の「一き、ん故猪鹿申打ちころし食物ニ仕義可有之候、左様之者江戸・近国ニ有之候へ而其主人遠嶋被 仰付由」(元禄八年十一月十七日条)の記述からも伺える。

また、領内各地の領民生活においても熊荒・狼荒の被害など影響は極めて大きかった。例えば、横内組の駒籠山近村では、元禄八年より九年六月(飢饉の最中)までに、粮草や露・蒔取りに山に入った男女八人が熊に喰い殺され、他に「裂かれた者」二人、「追われた者」が数人あった。藩の足軽による鉄砲打が功を奏す事は少なく、村では熊留の神楽催行のための拝借米を藩に願うが許されず、藩当局は御定之通、鉄砲打(足軽)と立合目付を派遣する(「国日記」元禄九年六月二十三日条)が、その後も被害が続き、藩は終に狄四人とまたき二人を投入して、成果をあげ、褒賞している(「国日記」元禄十一年三月二十一日条)。「生類憐み令」が、害獣に対して村落が慣習的に実行してきた機動的対応を阻んでいると考えられる。

狼による人馬の被害も、また頻繁であった。例えば、「国日記」元禄十年四月二十六日条によれば、高杉・赤田・桑野木田組の村々の馬四七疋、犬四匹が喰い殺され、足軽や猟師の鉄砲打ちが申付けられている。

一方で、城内「奥御座之間」においては、藩主自ら「生鶴之御料理」を仰付け(「国日記」元禄八年二月十三日条)、また「鶴・白鳥・雲雀・雉子」狼を解禁、「猟師勝手次第取可申」、「御墓所_正差上」、残りは自領内で売買してよいと領内の猟師たちに申し渡している(「国日記」元禄八年二月十八日条)。また、「西之御郭」の「鳥屋」では、死亡した真鶴の殯を執行したり(「国日記」元禄九年三月二十一日条)、鳥屋の鶴一羽に付き餌米一日二合宛給与し、玉子持の鶴には足米の仰付を願っている(「国日記」元禄十年四月二日条)。

(29) 前掲(27)長谷川成一、八〇頁〜八二頁。長谷川氏は「藩政時代の人々

が、信政を『中興の祖』と尊崇し、また現在に至るまでこのような呼称がなされている」と記しているが、藩政中・後期や明治期あるいはその後の断続的な戦争期の津軽地方や青森県において、信政を称揚したのは、何時、如何なる人々であったか、その場合信政治世の如何なる特質が引き合いに出されたのか。『中興の祖』をめぐる実証的検証が求められる。

(30) 前掲(10)黒瀧十二郎、二八頁。

(31) 前掲(10)黒瀧十二郎、六五頁。尚、黒瀧氏が掲出した「国日記」天和二年十二月二十七日条の前日の「国日記」には、青森牢において、三人の牢内斬罪が執行され、一町以内の人に寄せないよう「浜へ下げ」という記述が見える。

(32) 本稿(下)(第146号)の表7の青森牢の死者の中に、「せま」「竹」「たり」という名前が存在するが、男性と判断した。

(33) 前掲(10)黒瀧十二郎、六九頁。

(34) 「様斬」については、『国史大辞典』(吉川弘文館)の「様斬」(重松一義)を参照。また「国日記」天和二年十二月二十六日条に「一戸十右衛門痛有之長内太次右衛門病氣故今日御道具様_正相止候」(傍点―筆者)とある。

(35) 「国日記」元禄五年十一月二十二日条によれば、青森牢でも牢奉行の存在が確認できる。

(36) 前掲(2)平松義郎、九二七頁〜九二九頁。小伝馬町牢には、外に揚屋・揚座敷が存在した。

(37) 前掲(4)石井良助、一三〇頁〜一三二頁。

(38) 「国日記」元禄九年十二月二日条において、磯谷十助が借牢し手限成敗の中間を入牢させている。その際、「首金」も拝借している。牢内の囚禁具については、前掲(10)黒瀧十二郎『日本近世の法と民衆』の一五頁参照。弘前藩の「首金」については詳細不明。

- (39) 前掲(10) 黒瀧十二郎、三八頁。
- (40) 『解題書目第二十集・松井四郎兵衛留書』(青森県立図書館 一九九一年) 一一六頁。
- (41) 『御用格』(寛政本、「第十三牢屋 元禄十年六月」長谷川成一校訂、弘前市教育委員会 一九九一年)。
- (42) 「国日記」元禄十年四月十七日条によれば、馬喰町一四軒の者七一人が渴命に及び、家主一日一人四合の御救米を申し立てている。
- (43) 前掲(40)「分限覚」一七頁。
- (44) 「国日記」元禄九年四月二十八日条では、牢守馬喰町名主久三郎病死の跡役として苗生松村又兵衛に申し付けている。
- (45) 「国日記」貞享五年六月三日条によると、貞享五年六月一日、青森牢より孫三郎なる者が逐電した。その日は「牢守」佐藤久右衛門と「下番」奥内村角右衛門が当番だったが、佐藤は親の年忌のため、角右衛門も田植の苗取りのため前日の晦日在郷へ帰った。佐藤は、その際「加賀の半右衛門」に、牢鑑と牢舎の者共に茶を吞ませるようにと銭二分を預けた。半右衛門は、牢番人の「小遣」番人として私的に雇われ、頻繁に牢番所に「召寄」せられて頼みにもされていた存在だった。牢番所に一人になった半右衛門は、朔日朝、牢の口を開け牢舎の者を出し、茶を吞ませたが、それに紛れて孫三郎は牢より逃走したのである。弘前藩の牢鑑の管理は牢奉行とされているが、この時は牢奉行が欠員だったのか、それとも出役中だったか。また、青森牢では、弘前牢における馬喰町の牢番役のごとき、町ごと集団で牢番に当たるという仕組みはなかったと考えられる。また彼ら三人の牧歌的執務ふりと過失に対する藩当局の厳罰ふりは寔に対照的である。三人は青森牢舎となり、「牢守」佐藤久右衛門と「番人小使加賀の半右衛門」は、青森牢において牢死もせず二二ヶ月間存えた上、斬罪に処されている(「国日記」元禄三年四月三日条)。

- (46) 前掲(5) 瀧川政次郎、一一六頁〜一三二頁。
- (47) 「国日記」天和三年五月五日条。
- (48) 前掲(3) 刑務協会、二〇〇頁。
- (49) 「国日記」天和三年九月五日条。
- (50) 前掲(3) 刑務協会、四六〇頁。
- (51) 前掲(3) 刑務協会、四六八頁〜四七一頁。また前掲(5) 瀧川政次郎、二三四頁〜二六一頁。
- (52) 前掲(3) 刑務協会、四六一頁。
- (53) 前掲(3) 刑務協会、四六一頁。
- (54) 藤本清二郎「近世身分社会の牢と牢番役」(『紀州経済史文化史研究紀要第三三号 二〇一二年』)。また、藤本氏の「近世社会解体期の『牢舎者』と『無宿』——1811—12 和歌山岡牢扶持米帳の分析——(二〇一三年)は、本稿の表作成等においても、参考にさせていただいた。
- (55) 前掲(3) 刑務協会、三四〇頁。
- (56) 前掲(3) 刑務協会、三四〇頁・三四九頁。
- (57) 前掲(3) 刑務協会、四六〇頁。
- (58) 本所牢は、徳川家御料(天領)所管(郡代・代官)の牢であり、修理・維持費等は御料の村々に割当金を課し、牢賄は村賄であった。「松岡家3693牢番覚 明和八」・「土生津家928本所牢屋修復金割合帳 文化七」・「新井家2893 (CH) 牢屋入用請取 宝永八」(埼玉県立文書館管理・所蔵)を参照。
- (59) 前掲(3) 刑務協会、三四二頁。
- (60) 前掲(10) 黒瀧十二郎、四九頁〜五一頁。
- (61) 前掲(41) 『御用格』。
- (62) 前掲(10) 黒瀧十二郎、四四頁。因みに、無宿者も他国者同様、藩が負担したと考えられる。

(63)「町米」という語の使用例として、「国日記」元禄九年十二月三日条参照。

(64)「国日記」天和三年五月五日条。

(65)「田中村」については、「津軽郡郷村帳(一六八四)」にも「天保郷帳(一八三四)」にも「蓬田村村史」(web版)にもその名は見当たらない。

ただ、「津軽領元禄国絵図写」デジタル版(弘前大学附属図書館)によると、「蓬田村」(高七九二石余)の南側、後潟川の北側に、「田中村高三七石余」と記されており、その存在が知られる。

(66)弘前藩では、東日本では唯一銭匁遣いの慣習があった。銀一匁^{せんめ}銭一匁^{せんめ}銭六十文(銭一分^{せんめ}六文)と簡便化して使用したと考えられる。藩当局によって五文銭、六文銭とレートが操作・変更された。銭十八匁は六文銭レートであれば、一貫八十文、重さ約四キログラム余ある。詳細は、岩橋勝「近世銭匁遣い成立の要因―津軽地方を事例として―」(松山大学論叢 二〇一〇年)を参照。

(67)「国日記」元禄十五年十二月四日条では、悪戸村の勘兵衛が入牢したが、村賄^{むち}現物運搬が困難なため、毎月米一斗二升(一日四合)と銭六匁を藩の闕所蔵から拝借することを許された。

(68)前掲(10)黒瀧十二郎、三九頁。苗生松村^{なまはいまつ}は、弘前の馬喰町牢まで直線距離にして六キロメートル余あり、弘前藩の中では最も安定した生産力をもつ大光寺組一七ヶ村(約一万一千石・貞享四年)、『津軽史事典』弘前大学国史研究会著編 一九七七年、一二六頁)の内の一村であり、村高約一〇八〇石(「津軽郡郷村帳」、但し、「天保郷帳」では四八〇石余とされている)の大村である。

(69)「国日記」元禄三年三月三日条。尚、「水飲勘兵衛」は、「津軽兵庫信章越境事件」(前掲(27)長谷川成一、一〇二頁〜一〇五頁)に絡んだ大量逮捕者の内の一人である。

(70)「国日記」元禄九年十月二十四日条。

(71)前掲(40)『松井四郎兵衛留書』、一五一頁〜一五三頁。因みに借屋が一二〇〇軒程加わり、弘前町の総軒数は、この時期三三〇〇軒余である。

(72)弘前牢の町賄は、藩雇の小人、浪人にもなされており、藩賄の肩代わりを担わされている趣も否定できない(「養内銭」はその色彩が濃い)。町賄と藩賄の境界例について詳細調査が必要である。

(73)前掲(40)『松井四郎兵衛留書』、一四八頁〜一五一頁。

(74)前掲(10)黒瀧十二郎、六八頁。

(75)「国日記」元禄八年十二月二十四日条。また、「国日記」元禄十三年六月十五日条においては、元禄九年・十年に種・夫食・御救米を貸渡された新田百姓たちが死没乃至走ったため、勘定方としては取立不能にするしかないという記事がある。その御救米の内実を見ると、米は五・四%(種籾か)、稗は八・六%、大豆が八六%となっている。

(たてやま・まこと 弘前大学国史研究会会員)